



龍ヶ崎市告示 第123号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同法第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和3年7月19日

龍ヶ崎市長 中山 一 生



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

龍ヶ崎市南中島町字菅沼の一部

龍ヶ崎市城ノ内五丁目の一部

3 縦覧場所

龍ヶ崎市役所都市整備部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更（龍ヶ崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名称		面積 (ha)	備考
番号	生産緑地名称		
1	大徳第1号生産緑地地区	約0.12	
2	大徳第2号生産緑地地区	約0.14	
3	六斗蒔第1号生産緑地地区	約0.07	
4	姫宮第1号生産緑地地区	約0.13	
5	姫宮第2号生産緑地地区	約0.06	
6	馴馬第1号生産緑地地区	約0.19	
7	入地第1号生産緑地地区	約0.12	
8	入地第2号生産緑地地区	約0.43	
9	入地第3号生産緑地地区	約0.14	
10	入地第4号生産緑地地区	約0.14	
13	南中島第3号生産緑地地区	約0.23	
14	南中島第4号生産緑地地区	約0.09	
15	南中島第5号生産緑地地区	約0.35	
16	南中島第6号生産緑地地区	約0.06	
17	南中島第7号生産緑地地区	約0.15	
18	川原代第1号生産緑地地区	約0.13	
19	川原代第2号生産緑地地区	約0.22	
20	川原代第3号生産緑地地区	約0.06	
21	川原代第4号生産緑地地区	約0.06	
23	佐貫第2号生産緑地地区	約0.16	
27	庄兵衛新田第1号生産緑地地区	約0.05	
29	平台第1号生産緑地地区	約0.22	
30	平台第2号生産緑地地区	約0.06	
31	平台第3号生産緑地地区	約0.07	
32	長山第1号生産緑地地区	約0.42	
33	長山第2号生産緑地地区	約0.22	
34	貝原塚第1号生産緑地地区	約0.07	
35	貝原塚第2号生産緑地地区	約0.10	

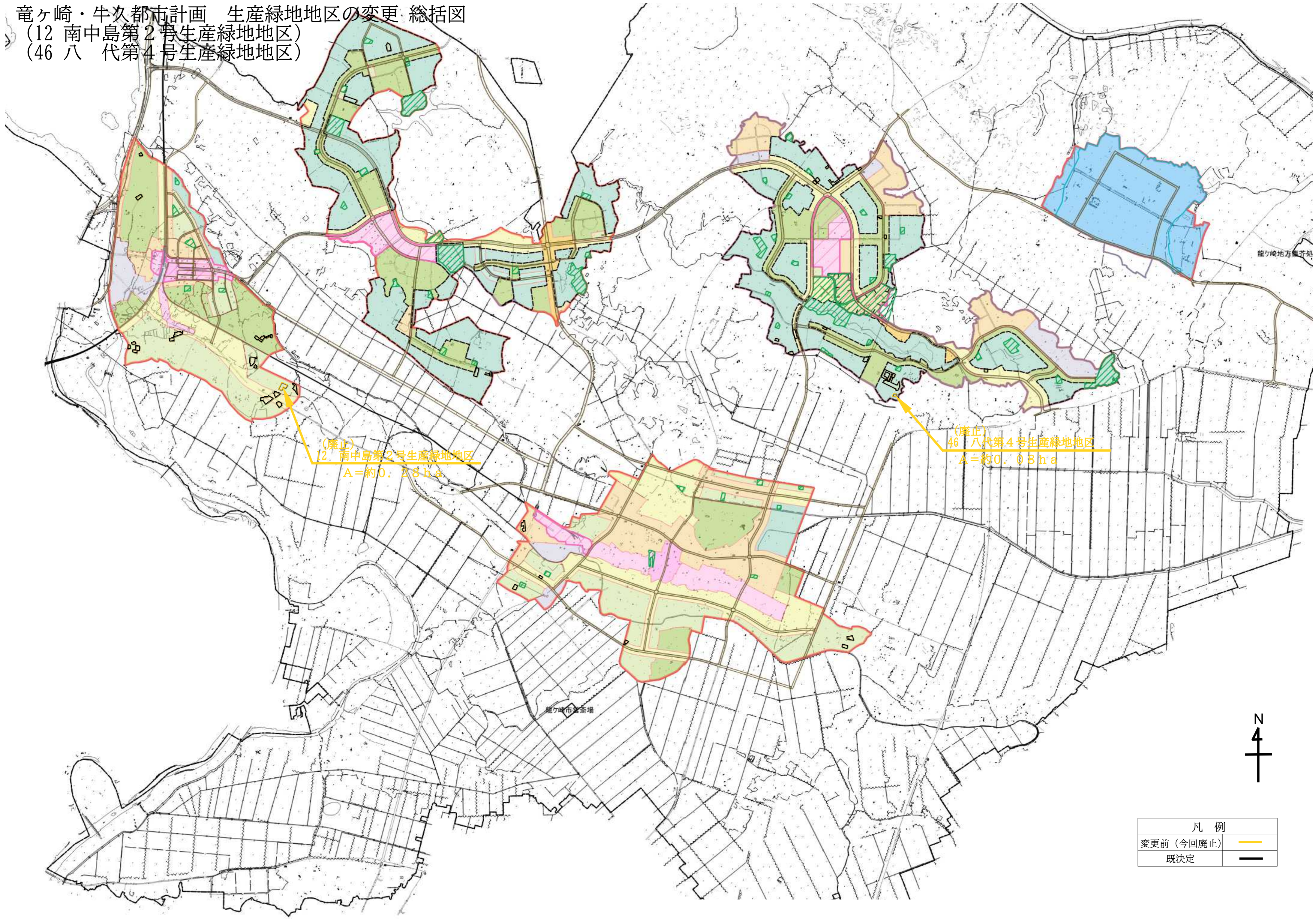
36	貝原塚第3号生産緑地地区	約0.20	
37	貝原塚第4号生産緑地地区	約0.06	
38	貝原塚第5号生産緑地地区	約0.08	
39	貝原塚第6号生産緑地地区	約0.05	
40	羽原第1号生産緑地地区	約0.07	
41	羽原第2号生産緑地地区	約0.16	
42	羽原第3号生産緑地地区	約0.06	
43	八代第1号生産緑地地区	約0.15	
44	八代第2号生産緑地地区	約0.42	
45	八代第3号生産緑地地区	約0.66	
47	八代第5号生産緑地地区	約0.08	
48	八代第6号生産緑地地区	約0.07	
49	貝原塚第7号生産緑地地区	約0.05	
50	羽原第4号生産緑地地区	約0.09	
合計		約6.46	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理由】

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法第14条の規定により、行為の制限解除が行われた南中島第2号生産緑地地区（約0.28ha）及び八代第4号生産緑地（約0.08ha）を廃止する。

龍ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更 総括図
 (12 南中島第2号生産緑地地区)
 (46 八代第4号生産緑地地区)



(廃止)
 12 南中島第2号生産緑地地区
 A=約0.28ha

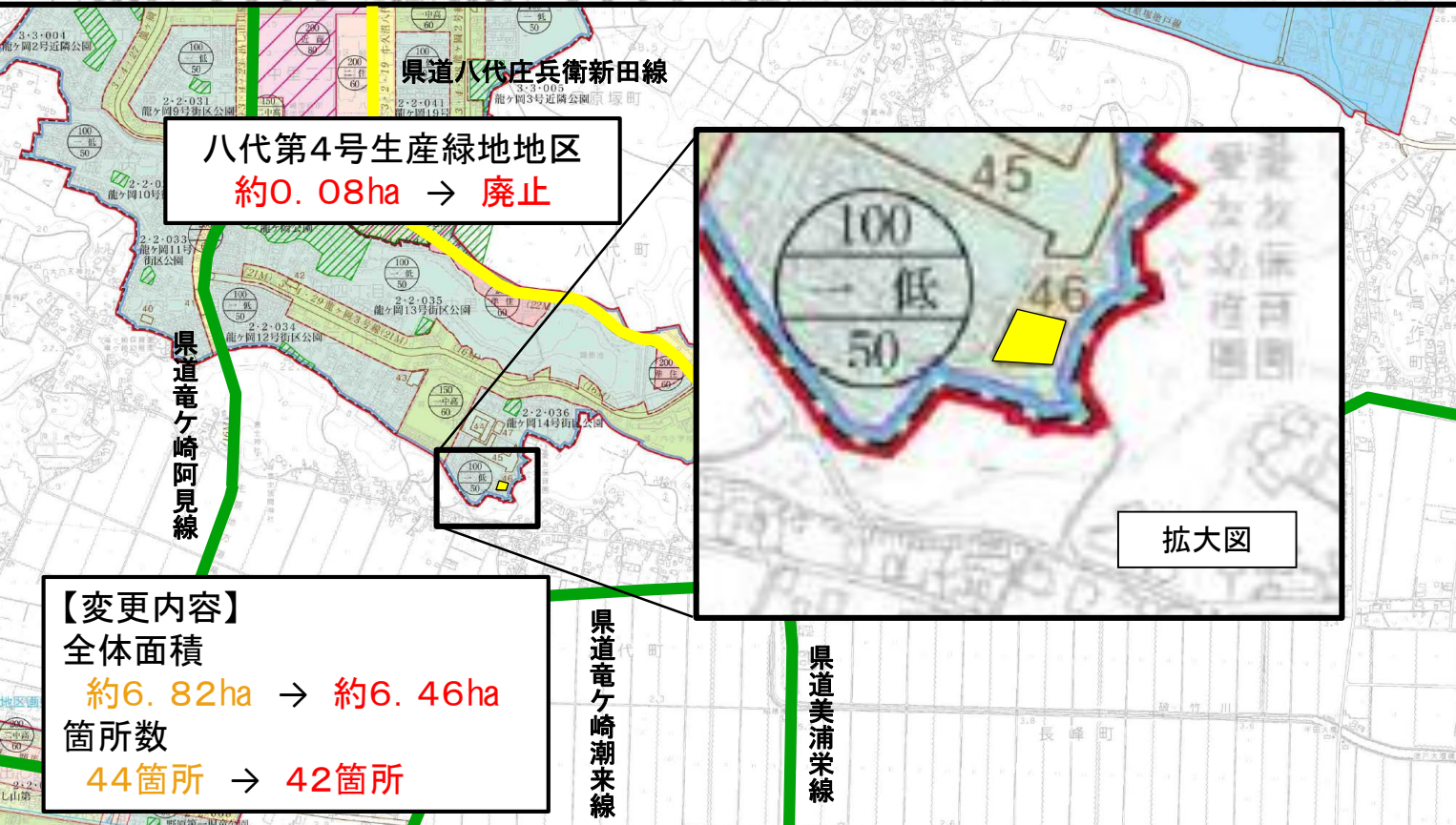
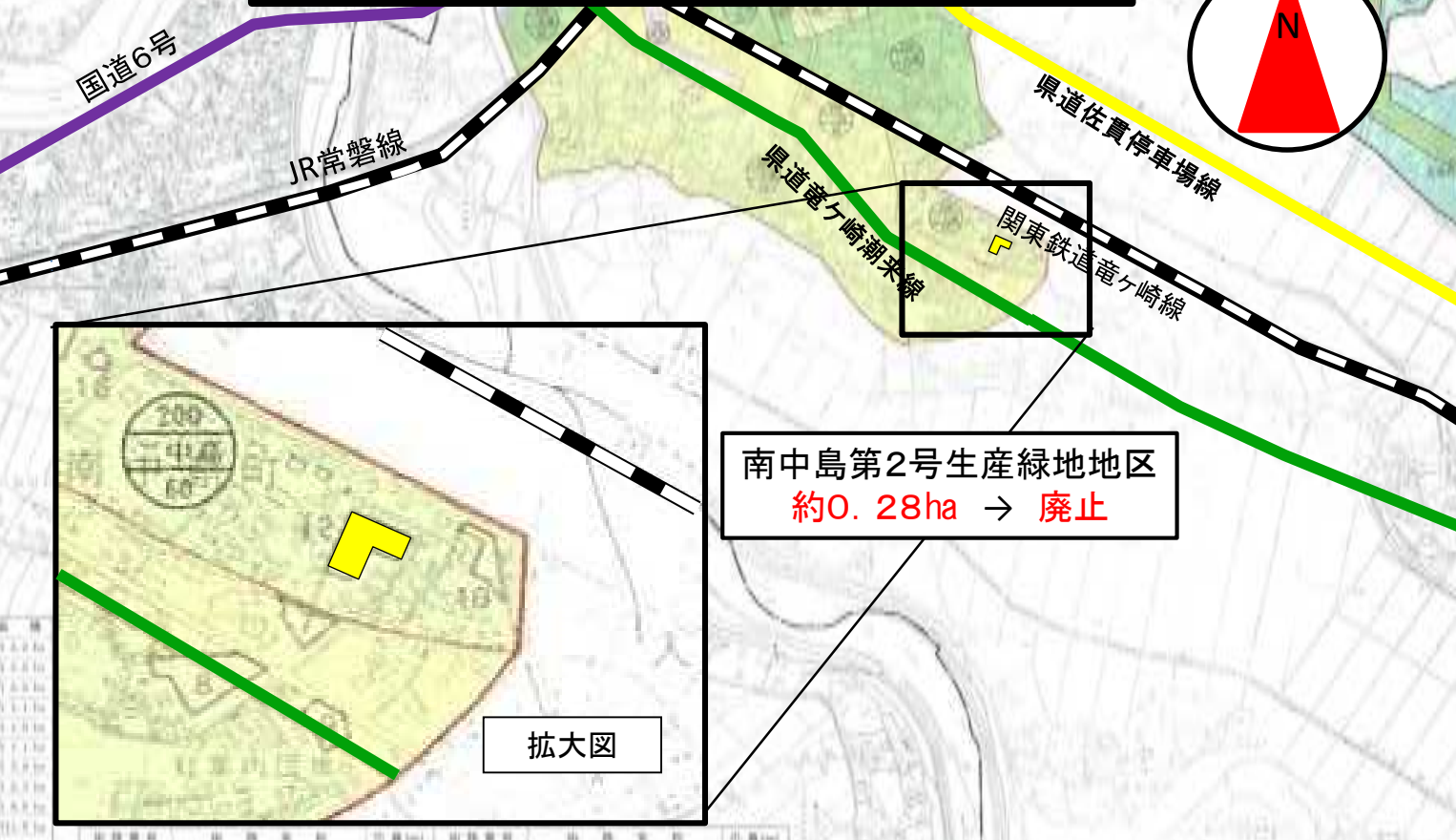
(廃止)
 46 八代第4号生産緑地地区
 A=約0.08ha

凡例	
変更前(今回廃止)	—
既決定	—



竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更【龍ヶ崎市決定】

概要図



【変更理由】

南中島第2号生産緑地地区(約0.28ha)及び八代第4号生産緑地地区(約0.08ha)について、生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限の解除により、本案のとおり都市計画生産緑地地区の変更を行う。